



女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約

配布：一般
2022年10月31日

原文：英語

女子差別撤廃委員会

先住民族の女性と女兒の権利に関する一般勧告第39号 (2022年)

*本翻訳は、内閣府男女共同参画局による仮訳であり、正確には原文をご確認ください。また、当仮訳は、今後修正される可能性があることに御留意ください。

目次

	ページ
I. 序論	2
II. 目的と範囲	4
III. 法的枠組み	5
IV. 条約第1条及び2条に基づく先住民族の女性と女兒の権利に関する締約国の一般的義務	6
A. 平等の実現と差別の排除—先住民族の女性、及び交差的形態の差別に注視	6
B. 司法制度及び複数の法制度へのアクセス	9
V. 先住民族の女性と女兒の権利における特定側面に関する締約国の義務	13
A. 先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力の防止と、かかる暴力からの保護（第3条、5条、6条、10条(c)、11条、12条、14条及び16条）	13
B. 政治的活動、公的活動に有効に参画する権利（第7条、8条及び14条）	16
C. 教育を受ける権利（第5条及び10条）	18
D. 労働の権利（第11条及び14条）	19
E. 健康に対する権利（第10条及び12条）	20
F. 文化に対する権利（第3条、5条、13条及び14条）	21
G. 土地、領土及び天然資源に対する権利（第13条及び14条）	23
H. 食料、水、種子に対する権利（第12条及び14条）	23
I. 清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する権利（第12条及び14条）	24



I. 序論

1. 本一般勧告は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づく義務を先住民族の女性と女兒の権利との関連において締約国が確実に遂行するための立法、政策その他の関連措置に関する指針を示すものである。世界全体の先住民族の人口は 4 億 7,660 万人と推定され、その半分以上（2 億 3,840 万人）が女性である。¹ 農山漁村や遠隔地、都市部に居住する先住民族の女性と女兒の多くが、日常的に繰り返される差別と暴力に直面している。本一般勧告は、先住民族の地域領土の内外を問わず、先住民族の女性と女兒に適用される。

2. 本一般勧告は、コミュニティの内外における主導的な主体かつリーダーとしての先住民族の女性と女兒の意向に配慮している。そして、先住民族の女性と女兒が直面するさまざまな形の交差的形態の差別を特定して対処するとともに、民族、コミュニティ、家族のなかで、また社会全体において、彼女たちがリーダーとして、また知識の保持者や文化の伝承者として果たしている重要な役割を特定し、対処している。女子に対する差別撤廃委員会は、先住民族の女性と女兒が人権を行使するにあたり受ける差別の種類、及びさらなる差別を助長し続ける要因を特定する活動を継続してきた。² このような差別は、しばしば交差的であり、性別、ジェンダー、先住民としての出自、地位又はアイデンティティ、人種、民族、障害、年齢、言語、社会経済的な立場、そして HIV/AIDS 感染状況等の要因に根差していることが多い。³

3. 先住民族の女性と女兒に対する交差的形態の差別を理解するには、背景にある、先住民族の女性と女兒のアイデンティティの多面的な性質を知らねばならない。先住民族の女性と女兒たちは、国家と非国家の主体から、差別やジェンダーに基づく暴力を頻繁に受けている。こうした形態の暴力や差別が横行しているが、その多くは不問に付されている。先住民族の女性と女兒は、自らが属する民族、土地、領土、天然資源や文化と不可分の関係にあることが多い。条約第 1 条、2 条その他の関連条項の遵守を徹底するため、国の行為、法律及び政策は、先住民族の女性と女兒の多面的なアイデンティティを反映し、尊重しなければならない。締約国は、性別、ジェンダー、先住民族としての出自、地位又はアイデンティティ、人種、民族、障害、年齢、言語、社会経済的な立場、及び HIV/AIDS 感染状況等の要因に基づいて、先住民族の女性と女兒が経験する交差的形態の差別も考慮すべきである。

4. 先住民族の女性と女兒が、その生涯を通じて差別を受けることのないよう、締約国が取り組みを進めるにあたっては、ジェンダー視点、交差的視点、先住民族の女性と女兒の視点、文化横断的視点及び部門横断的視点を統合しなければならない。ジェンダー視点では、先住民族の女性と女兒が歴史的に被ってきて現在に至るも解消されない差別的慣行、有害な社会的慣習、固定観念、劣後的な扱いについて考慮される。交差的視点からは、国家は、とりわけ性別、ジェンダー、先住民族としての出自、地位又はアイデンティティ、人種、民族、

¹ 国際労働機関「ILO の先住民及び種族民条約（第 169 号）の実施：包摂的かつ持続可能で公正な未来に向けて」（ジュネーブ、2019 年）13 ページ。国連経済社会局「世界の先住民族の状況に関する報告 第 5 巻 土地、共有地及び資源に対する権利」（United Nations publication, 2021 年）119 ページ。

² 例えば、農山漁村の女性の権利に関する一般勧告第 34 号（2016 年）、パラグラフ 14-15 参照。本委員会における先住民族の女性分野に関するより詳細な検討作業については、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）及び女子差別撤廃委員会「ラテンアメリカ諸国における先住民族及びアフリカ系女性に関する女子差別撤廃委員会の一般勧告及び決議」（Clayton, Panama, 2017 年）を参照。

³ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第 2 条。

障害、年齢、言語、社会経済的な立場、HIV/AIDS 感染状況に根差した不平等で恣意的な扱いによって、先住民族の女性と女兒を窮地に追い込んでさらなる状況の悪化をもたらす多くの要因が結びついている状況を考慮しなければならない。国家は、先住民族の女性と女兒に関連する法律の制定、政策立案、国家予算の策定及び介入を行うにあたり、こうした要因のすべてが相互に依存し相互に結びついていることを考慮すべきである。先住民族の女性と女兒は、その領土の内外を問わず、交差的形態の差別に苦しんでいる。先住民族の女性と女兒への交差的形態の差別は構造的なもので、政府の方針、行動、サービスのみならず、憲法、法律、政策にも組み込まれている。

5. 先住民族の女性と女兒の視点では、人権擁護の分野での先住民族の女性と女兒の経験、実情、ニーズが、先住民族の男性のそれといかなる相違があるかを、性別やジェンダーの違いに基づいて理解する必要がある。また、成長途上の女性としての先住民族の女兒の立場を考慮することも必要とされ、そのためには、先住民族の女性と女兒の年齢、成長、置かれている状況に応じた適切な手立てを講じなければならない。文化横断的な視点では、先住民族が持っている文化、言語、信仰や価値観等の多様性に配慮し、こうした多様性が有する社会的な意義と価値を考慮する必要がある。最後に、部門横断的な視点では、先住民族の女性と女兒の多面的なアイデンティティを評価するとともに、とりわけ法律、保健衛生、教育、文化、精神性、人類学、経済、科学、そして労働が如何にして先住民族の女性と女兒の社会経験をこれまで形成し、変わらず形成し続けているか、さらには、これらの諸要因が彼女たちへの差別を助長しているか、理解する必要がある。このような視点から取り組みを進めることは、先住民族の女性と女兒に対する差別を防止し、根絶するために極めて重要であり、先住民族の女性と女兒の人権が侵害されたときに社会的公正という目標を達成するための鍵となる。

6. 条約第1条及び2条の下に規定する差別禁止は、自発的に隔離生活する者や、接触の初期状態にある者も含め、先住民族の女性と女兒の自己決定権、並びに自らの土地、領土及び資源、文化及び環境へのアクセス権並びにこれらとの一体性を保つ権利を確保するために、厳格に適用されなければならない。先住民族の女性と女兒に影響が及ぶ可能性がある立法や行政措置を採択及び実行する前に十分に説明し、その自由意思による事前の同意を得るために、自身を代表する組織内で、また組織を通じて、意思決定や協議に有効かつ対等に参画する権利を確保するためにも、差別の禁止を徹底すべきである。こうした一連の権利は、先住民族の女性の個人的・集団的権利を総合的に理解するための土台を成すものである。上記の権利又は関連するいかなる権利の侵害も、先住民族の女性と女兒に対する差別に該当する。

7. 本一般勧告の履行に当たり、当委員会は締約国に対し、先住民族の女性と女兒が、自らの人権の行使や擁護が困難な状況に置かれていることを考慮するよう求める。先住民族の女性と女兒は、気候変動、環境悪化、生物多様性の喪失、安全な食糧や水の入手困難がもたらす実質的な脅威の影響を強く受けている。⁴ 企業体及びその他の工業、金融、公共・民間部門の主体が行う採掘活動により、先住民族の環境、大気、土地、河川、海洋、領土、天然資源が壊滅的な影響を受けることが少なくない。その結果、先住民族の女性と女兒の権利が侵害される可能性がある。先住民族の女性と女兒は、地域、国内、国際的に、清潔で安全、健康的かつ持続可能な環境を求める活動の最前線に立っている。環境・人権活動に参画する先住民族の女性の多くが、殺害や嫌がらせの脅威、罪に問われる脅威、及び自身の活動に対する信用が継続的に失墜していく脅威

⁴ 気候変動の状況下における防災のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第37号（2018年）パラグラフ1-9。

に直面している。締約国は、国家の主体と企業により、クリーンで健康的かつ持続可能な環境及び地球システムを保障するための措置が遅滞なく講じられるようにする義務を負う。こうした措置には、予見可能な損害や損傷、社会経済的・環境的暴力の防止とともに、環境・人権活動に参加する先住民族の女性と、先住民族の女性が属するコミュニティやその領土に対して加えられることが予見される、あらゆる形態の暴力の防止が含まれる。締約国はまた、植民地主義、人種差別、同化政策、性差別、貧困、武力紛争、軍事化、強制移住、領土の喪失、戦争の道具としての性的暴力、並びに先住民族の女性と女兒及びそのコミュニティに頻繁に繰り返される憂慮すべき人権侵害の影響に対処する義務も負う。

II. 目的と範囲

8. 本委員会は、先住民族の女性と女兒としての権利保持者の地位を国際法において決定するに際して、国際基準⁵に則り、自己認証が指針であると考え。⁶しかし他方で、先住民族の女性と女兒のなかには、植民地主義や植民地化政策に加え、人種主義や差別が構造的に浸透していることに鑑み、自らの立場を明らかにするのをためらう者があることも認識している。本一般勧告と条約に基づく権利は、先住民族の女性と女兒のすべてに適用され、その居場所が自らの領土内であるか否か、出身国内であるか、移送途上及び移送先国内であるかを問わず、また、移民であるか、強制的・非自発的な退去サイクル中の難民であるか、無国籍者であるかを問わない。

9. ジェンダーに基づく暴力は、それが心理的、身体的、性的、経済的、精神的、政治的、環境的なもののいずれであっても、多くの先住民族の女性と女兒の生活に悪影響を与えている。先住民族の女性は、家庭、職場、公共施設や教育機関において、しばしば暴力を受けている。加えて、医療サービスを受けたり、児童福祉制度を利用する際や、政治や地域活動のリーダーとして、人権活動家として、さらには自由を剥奪されたり、施設に収容されたりして、暴力に直面することが多い。先住民族の女性と女兒が、性的暴行やセクシャル・ハラスメント、ジェンダーに基づく殺害やフェミサイド、失踪や誘拐、人身取引⁷、現代の奴隷状態、売春を通じた女性の搾取⁸、性的隷属、強制労働、強制妊娠、締約国の法律に基づく強制避妊や避妊リングの義務付け、きちんとした報酬のない危険かつ不適切な家庭内労働⁹等のリスクにさらされる可能性は際立って高い。本委員会は特に、障害があり、施設で生活する先住民族の女性と女兒に対する差別やジェンダーに基づく暴力の深刻さを強調する。

10. 本委員会は、先住民族の女性と女兒が置かれている状況と、彼女らが直面する差別やジェンダーに基づく暴力の実態について十分な評価を下すために、締約国が情報収集に早急に取り組みむよう求める。締約国は、性別、年齢、先住民族としての出自、地位又はアイデンティティ、障害の状況等の要因の範囲別に細分化された情報の収集に取り組むとともに、先住民族の女性とその組織、並びに学術機関や非営利団体とも連携しなければならない。また、本委員会は、先住民族のコミュニティで行われる情報収集のプロセス、及び情報の保管、解

⁵ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第9条及び33条。

⁶ 同上、第33条1項。ILO「先住民及び種族民条約（第169号）」第1条。先住民問題に関する国連常設フォーラムによるファクトシート「先住民族とは誰か」。先住民族の概念に関する調査結果報告書（E/CN.4/Sub.2/AC.4/1996/2、パラグラフ69-70）参照。

⁷ 国際移住の文脈における女性及び女兒の人身取引に関する一般勧告第38号（2020年）、パラグラフ18-35。

⁸ 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約第6条。

⁹ CEDAW/C/OP.8/CAN/1、パラグラフ95-99及び111-127。

積、利用、共有方法の決定は、先住民族の管理の下で行わねばならないことを強調する。

11. 先住民族の女性と女兒に対する差別の根本的な理由の一つは、先住民族の女性と女兒が土地や領土から追い立てられ、天然資源を奪われ続けている事実からも明らかなように、自己決定権と自治権を事実上行使できず、関連する保障を受けられないことにある。本委員会は、先住民族の女性とその土地とは極めて密接なつながりがあり、しばしば先住民族の女性と女兒の文化、アイデンティティ、精神性、先祖代々の知識や生存の基礎を成していることを認識している。先住民族の女性は、土地や領土に対する法律上の権利を認められておらず、既存の法律は、自己の集団的権利を保護する目的には全くそぐわない状態にある。影響を受ける先住民族が有効に参画せず、その同意も得ないままに、政府や第三者である事業者によって、投資、インフラ建設、開発、保護活動、気候変動への適応や緩和の対策、観光、採掘、森林の伐採に関連する事業が盛んに行われている。本委員会は、先住民族の女性と女兒が、自らの生活設計と健康について自発的に、誰の影響も受けずに、十分な情報に基づいて決定できることを含め、自己決定を行う権利を有していることを幅広く認識する。

12. 本委員会は、先住民族の女性と女兒が、強制的な同化政策と大規模な人権侵害と闘ってきたこと、そして現在も闘い続けていることを認識している。状況次第では、これはジェノサイドに相当する可能性がある。¹⁰ このような同化政策（特に、全寮制の学校や施設への先住民族の強制収容、開発に名を借りた領土からの追い立てと移住）は、時として殺害、失踪、性的暴行、心理的虐待につながっており、文化のジェノサイドに相当し得る。¹¹ 正義を確保し、和解を促進し、先住民族の女性と女兒に対する差別やジェンダーに基づく暴力のない社会を実現する過程の一環として、歴史的な不当行為の結果に対処し、影響を受けたコミュニティに対する支援と補償を行うことは、締約国にとって喫緊の課題である。本委員会は、特に都市部に居住し、人種主義、差別、同化政策及びジェンダーに基づく暴力に直面している先住民族の女性と女兒の権利の保護に、国家が積極的に取り組む必要性について強調する。

III. 法的枠組み

13. 先住民族の女性と女兒の権利は、条約の条文に由来し、本委員会の一般勧告でさらに発展している。また、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」及び「1989年の独立国における原住民及び種族民に関するILO条約（第169号）」等、先住民族の権利保護に関する特定の国際文書にも由来する。本委員会は、締約国及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での中核的な義務の解釈に当たり、同宣言が、権威ある枠組みであると考え、同宣言において認められているすべての権利は、所属する民族やコミュニティの一員として、また個人としてまた究極的には条約自体における差別に対する保障との関連において、先住民族の女性と女兒に関係している。加えて、すべての主要な国際人権条約には、先住民族の女性と女兒の権利保護に関連する規定が設けられている。¹²

14. 先住民族の女兒の権利を取り上げるに当たり、当委員会は、「児童の権利に関する条約」及び児童の権利委員会での先住民族の子どもとその権利に関す

¹⁰ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第8条、「ジェノサイドの犯罪の防止及び処罰に関する条約」第II条、及び「国際刑事裁判所ローマ規程」第6条参照。

¹¹ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第8条参照。

¹² 人種差別撤廃委員会「先住民族の権利に関する一般勧告第23号」（1997年）、パラグラフ3-6参照。

る一般的意見第 11 号 (2009 年) も参照する。締約国は、あらゆる形態の差別から先住民族の女兒を保護する義務を負う。先住民族の女兒が、その領土、文化、清潔で健康的かつ持続可能な環境に関する権利を完全に享受できるようにするには、彼女たちがリーダーシップをとることができ、有効に参画できる安全な環境の整備が最優先課題である。¹³ 加えて、女子に対する差別撤廃委員会は、成長途上にある女性としての先住民族の女兒の立場を認識する。したがって、締約国の政府には、先住民族の女兒の利害やニーズに最大限適うような対応が求められ、年齢、成長度、能力の発達、置かれている状態に応じた手続や行政サービスを適用することが求められる。

15. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の解釈に当たっては、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」も考慮に入れられるべきである。このアジェンダでは、持続可能な成長と貧困の撲滅のために、ジェンダー平等と女性や女兒のエンパワーメントが最優先課題である旨、締約国が合意している。¹⁴ 「北京宣言及び行動綱領」もまた、本一般勧告の重要な参照文書である。本委員会は、国連女性の地位委員会で採択された、先住民族の女性に関連する決議¹⁵も参照する。

IV. 条約第 1 条及び 2 条に基づく先住民族の女性と女兒の権利に関する締約国の一般的義務

A. 平等の実現と差別の排除—先住民族の女性と女兒、及び交差的形態の差別に注視

16. 条約第 1 条及び 2 条に規定する差別の禁止は、条約に基づく先住民族の女性と女兒のすべての権利に適用され、ひいては、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に規定される権利も含まれ、現在の文脈において条約を解釈する際に根本的に重要な意味を持つ。差別の禁止は、国際人権法の重要な柱であり、その基礎を成す原則である。先住民族の女性と女兒は、とりわけ性別、ジェンダー、先住民族としての出自、地位又はアイデンティティ、人種、民族、障害、年齢、言語、社会経済的な立場、そして HIV/AIDS 感染状況に関する、あらゆる形態の差別からの自由の権利を有している。¹⁶

17. 先住民族の女性と女兒に対する差別及びその影響は、個人と集団の両面から理解すべきである。個人の観点では、先住民族の女性と女兒に対する差別は交差的形態をとり、国家と非国家（民間部門を含む）の両者が主体となっている。このような差別は、とりわけ性別、ジェンダー、先住民族としての出自、地位又はアイデンティティ、人種、民族、障害、年齢、言語、社会経済的な立場、そして HIV/AIDS 感染状況に関連して行われるものである。先住民族の女性と女兒を苦しめている人種差別、差別的な固定観念、社会からの排除、ジェンダーに基づく暴力は、相互に関連性を有している。先住民族の女性と女兒は、差別やジェンダーに基づく暴力を受けることで、個人の自立性、自由と安全を脅かされ、プライバシーや一体性を侵害され、さらには、集団及びその幸福までも傷つけられる可能性がある。婚姻、家族関係及びその解消の経済的影

¹³ 児童の権利委員会「聴取される子どもの権利に関する一般的意見第 12 号」(2009 年)、パラグラフ 2 参照。

¹⁴ 総会決議 70/1、パラグラフ 20。持続可能な開発目標 2.3 及び 4.5 並びに目標 5 も参照。

¹⁵ 女性の地位委員会決議 49/7 及び 56/4 参照。同委員会第 66 回会合において合意された結論 (E/2022/27)、第 I 章、セクション A も参照。

¹⁶ 条約第 2 条に基づく締約国の主要義務に関する一般勧告第 28 号 (2010 年)、パラグラフ 9。「先住民族の権利に関する国連宣言」パラグラフ 2。

響に関する一般勧告第 29 号（2013 年）が指摘するように、先住民族の女性は、個人として、イデオロギー、伝統、文化、宗教的・慣習的な法律や慣行に名を借りた差別に直面しているかもしれない。さらに、障害のある人を含めた先住民族の女性は、子どもを恣意的に連れ去られたり、誘拐されたりすることが少なくない。こうした女性たちは、既婚・未婚を問わず、子どもの養育権や離婚後の生計費を巡って、差別的でジェンダー固定的な観念に基づく決定に直面している。先住民族の女性と女兒は、個人として、その生涯を通じて差別や人権侵害を受けない権利とともに、自らの進路や人生設計を選択する権利を有している。

18. 集団の観点では、先住民族の女性と女兒に対する差別は、ジェンダーに基づく暴力と相まって、精神的に安定した生活、「母なる大地」とのつながり、文化的な一体性や文化の維持、先住民族の社会機構やコミュニティを脅かし、侵害している。差別及びジェンダーに基づく暴力にさらされることにより、先住民族の知識、文化、考え方、アイデンティティ、伝統の継続や保全が難しくなっている。自己決定の権利、先祖伝来の土地と資源を集団的に保有する権利、及び先住民族の女性が自らに影響するすべての事項に有効に参画して同意する権利が保護されないのであれば、彼女たちとそのコミュニティが差別されていることになる。

19. 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の前文に記されているように、集団的な権利は、女性と女兒を含め、先住民族の生存、幸福、一体的な成長に不可欠なものである。個人、集団の両面において、先住民族の女性と女兒の人権を尊重することは必須であり、集団やグループの利益の追求のために、彼女らの個人的権利を無視すること、又は侵害することは許されない。¹⁷

20. ジェンダー固定観念だけでなく、植民地主義や軍国主義に煽られて出現するさまざまな人種主義も、先住民族の女性と女兒に対する差別を不滅のものとしている。このような差別をもたらす要因は、法律や政策に直接的にも間接的にも反映されている。こうした法律や政策としては、先住民族の女性と女兒に土地の利用と所有を認めないもの、領土、天然資源及び経済的資源に対する彼女たちの権利の行使を困難にするもの、また、信用、金融サービス及び収入を得る機会を妨げているものが該当する。さらに、かかる要因によって、土地の集団的・共同的所有及び利用という形態に対する認知が進まず、その保護と支援の妨げとなっている。先住民族の女性は、その土地に対する法律上の保護が弱い状態のまま置かれているため、土地からの追い立て、強制移住、監禁、土地の収用、搾取を頻繁に受けている。¹⁸ 先住民族は、領土に対する所有権を法的に立証できないので、不法な侵入に対処する術がなく、国家と非国家主体の双方による開発計画も、十分な説明を受けた上での自由意思による事前の同意なしに進められてしまう。先住民族の女性と女兒（特に、寡婦、世帯主である女性や孤児）にとって、土地を利用することはとりわけ困難を極める。その結果、生計手段が失われ、彼女らの文化、本来的に有していた環境とのつながり、安全な食料や水の安全保障、そして健康を脅かされている。

21. 世界中で、先住民族の女性と女兒は、条約第 15 条に定める法の下での平等を未だに享受できていない。世界の多くの地域で、先住民族の女性は、夫や男性の後見人なしに契約を締結することができず、財産を管理することもできない。彼女たちは、土地の所有、保有、管理、相続、運営に当たって困難に直面している。特に寡婦や世帯主の女性の場合にはなお困難が大きい。先住民族の

¹⁷ 児童の権利委員会、条約に基づく先住民族の子ども及びその権利に関する一般的意見第 11 条（2009 年）、パラグラフ 30。

¹⁸ A/HRC/30/41、パラグラフ 15-17。

女性は、国と先住民族の双方の法制度に基づく相続法において、しばしば差別されている。障害のある先住民族の女性が法的能力を否定されることも珍しくない。その結果、司法アクセス、施設内暴力、強制避妊等、さらなる人権侵害に直面する。条約第9条に反して、未だ多くの法律において、先住民族の女性と女兒が非先住民族と結婚した場合、国籍及び先住民族としての出自の子どもへの継承に関連して、差別を受けている。このような法律は、世代を超えた差別や強制的な同化に帰結する可能性がある。これは、条約第1条に定義する女性差別の意味と範囲に該当する。¹⁹ それゆえ、締約国は、先住民族の女性と女兒に対し、自己決定の権利や自身のアイデンティティの権利を確保する一環として、国籍及び／又は先住民族としての出自を取得、変更、保持又は放棄できること、子や配偶者に継承できること、そして、こうした権利に関する情報が得られることを保障しなければならない。

22. 本委員会は、農山漁村に居住する女性の権利に関する一般勧告第34条（2016年）において、条約第14条に基づいて先住民族の女性が有する、土地と集団所有、天然資源、水、種子、森林、漁場に対する権利の重要性を強調した。²⁰ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」及びこれに関連する国際的な法的規範において、先住民族の女性たちに対しても、所属する民族やコミュニティの一員としてこうした権利が保障されている。これらの権利を阻害している主たる要因は、国内法と国際法との整合性がないこと、国及び地方レベルでの法の執行に実効性がないこと、特に農山漁村における差別的なジェンダー固定観念と慣行、政治的意志の欠如に加え、土地や天然資源が商業化、商品化、金融目的化されていることである。先住民族の慣習法、女性蔑視、既存の制度が阻害要因となっていることもある。障害のある先住民族の女性は、性別、ジェンダー、障害に加えて、先住民族としての出自、立場又はアイデンティティ（法的能力の完全な行使の否定に反映されているもの）に基づく交差的形態の差別に直面することが多い。その結果、搾取、暴行、虐待を受けるリスクが増大し、土地、領土、資源に対する権利をさらに脅かされることになる。²¹ さらに、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスである先住民族の女性は、交差的形態の差別に日常的に直面している。本委員会は、インターネット、ソーシャルメディアその他すべての技術プラットフォームを含むデジタル空間において、先住民族の女性と女兒が影響を受ける不平等、差別及びジェンダーに基づく暴力の形態に懸念している。

23. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 先住民族の女性と女兒に対する差別を解消するため、領土の内外に居住する先住民族の有効な参画に重きを置いた包括的な政策を策定し、先住民族とのより広範な連携を目指す。かかる政策には、先住民族の女性と女兒が直面している交差的形態の差別に対処するための方策が含まれるべきである。また、対象とする女性と女兒には、障害のある人や色素欠乏症の女性、高齢の女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックスの女性、貧困状態にある女性や女兒、農山漁村や都市部に居住する女性、自国の内外における移住を強いられた難民及び移民の女性、そして、国内外の武力紛争で夫を亡くしたり、世帯主になったり、孤児になったりした女性と女兒が含まれるべきである。締約国は、先住民族の女性と女兒が直面するジェンダーに基づく差別や暴力の形態について、年齢及び障害の

¹⁹ 例えば、CEDAW/C/81/D/68/2014、パラグラフ 18.3 参照。

²⁰ パラグラフ 56。

²¹ 国連経済社会局「世界の先住民族の状況に関する報告」第5巻、121ページ。

状況別に細分化した情報を収集し、先住民族の言語と文化を尊重しつつ、こうした取り組みを進めるべきである。

(b) 本委員会への定例報告において、先住民族の女性と女兒に特化した立法、司法、行政、予算、監視及び評価措置、並びにその他の措置に関する情報を提出する。

(c) 法律、政策、規則、計画、行政手続、制度的構造、予算配分、慣行等の立法や政策手段のうち、先住民族の女性と女兒を直接・間接的に差別するものをすべて破棄及び修正する。

(d) 先住民族の女性に対して法の下での平等を保障し、彼女たちに契約締結及び財産を管理・相続する資格を等しく保障する。さらに、障がいのある先住民族の女性の法的能力を認め、彼女たちが法的能力を行使できるよう支援する仕組みを整備する。

(e) 先住民族の女性と女兒に対して、土地、水等の天然資源の権利（清潔、健康的で持続可能な環境に関する権利を含む）を全面的に保障し、彼女たちの法の下での平等を認め尊重する法律を採択する。加えて、農山漁村や都市部に居住する先住民族の女性に対し、彼女たちがこれまで保有、居住等のため使用又は獲得してきた土地、水、森林、漁場、水産養殖等の資源の所有権、所有の法的証拠、保有及び管理を等しく保障する。彼女たちを差別や収奪から保護することもこれに含まれる。²²

(f) 先住民族の女性と女兒が、条約の下での権利を主張するために、既存の法律や救済措置に関する情報を十分に得られるようにする。かかる情報は、先住民族の言語で、文化的に適切な形式（コミュニティラジオ等）で得られるようにすべきである。さらに、障害のある先住民族の女性と女兒のために、点字、読みやすいフォーマット、手話等による情報提供も行うべきである。

(g) 先住民族の女性と女兒が、領土の内外を問わず、国家と事業者や企業等の非国家の主体から差別を受けないよう保護を徹底する。特に該当するのは、政治参加、表現、教育、雇用、健康、社会的保護、適正な労働、公正及び安全の分野である。

(h) 先住民族の土地、領土、天然資源、知的財産権、科学・技術知識や先住民族の知識、遺伝情報、文化遺産を法的に認め、保護するために実効的な措置を講じる。さらに、先住民族が事前に十分な説明を受けた上で自由意思で同意する権利、自身の人生設計を自己決定する権利、及び特に障害のある人等、排除されている先住民族の女性と女兒が自らに影響が及ぶ事項に関する意思決定に有効に参画する権利を完全に保障する方策を講じる。

(i) 強制的な同化政策等、先住民族に帰属する文化的権利及びその他の権利を否定する措置の根絶と防止に向けた実効的な方策を講じる。先住民族の文化的アイデンティティを著しく侵害する、過去及び現行の同化政策や慣行についての早急な調査、責任の明確化、賞罰と賠償もこれに含まれる。さらに、真実・正義・和解組織を設立し、かかる組織に適切かつ十分なリソースが割り当てられるよう取り計らう。

B. 司法制度及び複数の法制度へのアクセス

²² 一般勧告第 34 号、パラグラフ 59。

24. 先住民族女性の司法アクセスには、彼女たちが直面している他の人権侵害問題との関連を理解しつつ、部門横断的かつ総合的な対応が必要とされる。例えば、人種主義、人種差別や植民地主義の悪影響、性別やジェンダーに基づく差別、社会経済的立場に関連する差別、障害に関連する差別、土地、領土、天然資源を利用できないこと、適切かつ文化的観点から妥当な保健サービスや教育を受けられないこと、精神生活を乱され脅かされること等がこれに該当する。²³ 他の世界的な人権メカニズムに記されているように、国家によって、また先住民族の慣習と法制度を通じて、先住民族の人々がアクセスできるようにしなければならない。²⁴

25. 本委員会は、先住民族が自らの司法機構と司法制度を維持する権利は、先住民族の自治権と自己決定権の基本的な構成要素であることを重ねて表明する。²⁵ 同時に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が記す通り、先住民族の司法制度と慣行は、国際的な人権基準に合致しているべきである。²⁶ したがって、本委員会は、先住民族の女性と女兒に対する差別に関する事案に対処するに当たり、条約が、非先住民族と先住民族の双方の司法制度にとって、重要な参考文書となるものとする。

26. 本委員会は、女性の司法アクセスに関する一般勧告第 33 号（2015 年）において、以下を 6 つの本質的要素として認識した。²⁷ すなわち、司法制度の司法判断適合性、利用可能性、利用しやすさ、良質性、被害者救済措置の提供及び説明責任の 6 項目であり、相互に関連するこれら構成要素は、先住民族の女性と女兒に関する事案にも適用される。彼女たちに対しては、本一般勧告第 4 項及び 5 項の規定に従って、ジェンダー視点、交差的視点、先住民族の女性と女兒の視点、文化横断的視点、部門横断的視点から、司法及び救済措置へのアクセスが認められるべきである。

27. これら 6 つの本質的要素に従って、国は、差別やジェンダーに基づく暴力の犠牲となりこれに耐えている先住民族の女性と女兒に対して適切かつ実効性のある救済措置を講じるために、先住民族と非先住民族双方のすべての司法制度がすぐに機能するようにしなければならない。そのためには、通訳者、翻訳者、人類学者、心理学者、医療従事者、弁護士、経験豊富な文化仲介者、先住民族の精神・医薬の権威者を利用できるようにするとともに、ジェンダーの視点を取り入れて、先住民族の女性と女兒の実情、文化や考え方についての研修を行うことも必要になる。司法制度においては、先住民族の女性と女兒の文化や考え方に適合した適切な証拠収集の方法も整備すべきである。司法当局者には、先住民族の文化を相当程度理解する能力が備わるように、先住民族の女性と女兒の権利及び彼女たちの個人的・集団的両側面におけるアイデンティティについての継続的な研修を施すべきである。この点で、非先住民族と先住民族の間で、司法制度と訴訟手続の概念に相違があることを尊重し、先住民族の意見を積極的に聞き入れて協調していくことが極めて重要である。司法は、先住民族の人々と和解し、関係を修復する手段となりうる。その目指すところは、

²³ A/HRC/EMRIP/2014/3/Rev.1、パラグラフ 35–42、及び米州人権委員会「アメリカ大陸における先住民族女性とその権利」（OEA/Ser.L/V/II. Doc. 44/17、パラグラフ 138）参照。

²⁴ A/HRC/24/50、パラグラフ 5。

²⁵ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第 34 条。女性の司法アクセス権に関する一般勧告第 33 条（2015 年）パラグラフ 5。

²⁶ 「宣言」第 34 条に、先住民族は、国際的な人権基準に従って、制度的構造と特徴的な慣習、精神性、伝統、手続、慣行、そして該当する場合には司法制度や司法慣行を促進、発展、維持する権利を有している旨の規定がある。

²⁷ パラグラフ 14。

先住民族の領土やコミュニティの調和を再構築することにある。²⁸ 国はまた、先住民族の女性を積極的に募集し、司法官として任用すべきである。

28. 締約国は、都市部、農山漁村、遠隔地等、国土全体にわたって、裁判所等の司法関連施設を設立・維持し、予算が配分されるようにすべきである。また、適切かつ実効性のある先住民族の司法制度も容易に利用できるようにすべきである。先住民族の女性と女兒に対して、非先住民族と先住民族双方の司法制度による司法的手段の利用方法に関する情報を提供し、先住民族の女性と女兒が利用できるようにすべきである。先住民族の女性とそのコミュニティのごく近くで、基本的な司法サービス及び無料の法律相談を利用できるようにすることが望ましい。国は、先住民族の女性に、どこで司法サービスを受けられるかを知らせ、また、公正で安価な司法制度を利用可能であることを知らせるための方策を講じなければならない。

29. 先住民族の女性が司法制度にアクセスすることは、非先住民族の制度であるか先住民族の制度であるかを問わず困難で、障害のある女性たちの場合は困難が特に大きい。先住民族の女性や女兒は、法的救済に訴える権利を日常的に否定されている。その結果、先住民族の女性や女兒に対する差別やジェンダーに基づく暴力の多くが不処罰のままである。彼女たちが司法にアクセスし補償を求めるのを困難にしている要因として、非先住民族の制度であるか先住民族の制度であるかを問わず、先住民族の言語では、司法による救済措置に関する情報を得られないことが挙げられる。その他の障害としては、法律による支援に費用がかかることや無料で法律相談ができないこと、適正手続の保障の軽視、通訳者の不在（手話通訳者を含む）、訴訟費用、近在の裁判所がないこと、犯罪の通報者に対する報復や仕返し、身分証明書や身分証明様式がないこと等が挙げられる。また、先住民族の女性と女兒の権利や特定のニーズについて、司法関係者の理解が不十分なことも障害となる。障害のある先住民族の女性と女兒の場合、法執行機関と司法関係機関のある建物に物理的にアクセスするのが困難なことが多い。また、必須の情報入手、交通手段、コミュニケーション、訴訟手続や支援サービスの利用においても支障があることが多い。

30. 非先住民族の司法制度においては、先住民族の女性と女兒が、頻繁に、人種主義による差別や構造的、体系的な人種差別を受けたり、さまざまな形で排除されたりしているほか、文化的観点からみて不適切かつ先住民族の伝統や慣行に配慮しない訴訟手続を強いられることが少なくない。司法の構成には、現在も続く植民地主義が反映される傾向がある。障害としては、提訴するために、女性たちが遠隔地にある先住民族の領土から長距離を移動しなければならないこと、非識字、既存の法律や司法の利用に関する知識の欠如等が挙げられる。先住民族の女性たちが必要な通訳サービスを受けられず、法的手続に十分に参加できないことがしばしばあり、文化的な観点からすれば不適切な方法で証拠収集が行われることもある。司法関係者は、先住民族の女性と女兒の個人、集団の両側面における権利に関する教育を十分に受けていない。また、先住民族の女性と女兒がレイプや性的暴行を受けた際に受診できる専門医療は限定される。

31. 先住民族の司法制度は多くの場合男性優位で、女性や女兒が差別され、女性や女兒が参画し、懸念を表明し、意思決定できる地位に就く余地が限定されることが少なくない。²⁹ 本委員会はかつて、ジェンダーの固定観念が先住民族の司法制度の実務に与える影響について懸念を表明したことがある。³⁰ 本委

²⁸ A/HRC/42/37、パラグラフ 25。

²⁹ A/HRC/30/41、パラグラフ 42。

³⁰ CEDAW/C/MEX/CO/7-8、パラグラフ 34。

員会としては、概して、先住民族、非先住民族双方の司法制度において、国際人権基準に準拠するための方策を講じるよう勧告してきた。³¹

32. 先住民族の女性たちはまた、刑務所に過剰に収監される傾向にある。これは、恣意的な公判前手続によるものであり、差別とジェンダーに基づく暴力に直面し、非人道的な扱いを受け、法に抵触した場合にはさまざまな形の拷問を受けている。法的扶助弁護士からの法的支援の不備により、こうした問題がさらに拡大している。本委員会は、法律に抵触する先住民族のすべての女兒が、公正な裁判を受ける権利、法の下での平等の権利、法による平等な保護の権利を有することを強調する。³²

33. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 先住民族の女性と女兒が、人種及び／又はジェンダーに基づく差別、偏見、固定観念及び報復を受けることなく、適切な非先住民族と先住民族の司法制度を完全に利用できるようにする。

(b) 障害のある先住民族の女性と女兒が、法執行機関や司法関係機関の所在する建物に物理的にアクセスできるようにするための措置や、司法に訴えるために不可欠の情報、交通、支援サービス、手段を利用できるようにするための措置を講じる。³³

(c) 非先住民族と先住民族の双方の司法制度に携わる裁判官とすべての法執行官に対して、先住民族の女性と女兒の権利に関する研修、並びに第 4 項及び 5 項に定義するジェンダーの視点、交差的視点、先住民族の女性と女兒の視点、文化横断的視点及び部門横断的視点によって導かれる司法への取り組みの必要性に関する研修を継続的に施す。先住民族の司法に関する研修は、すべての法律専門家のために行う研修の一環として実施すべきである。

(d) 先住民族の女性を求人、研修し、非先住民族及び先住民族双方の司法制度における裁判官その他の司法関係者として任用する。

(e) 年齢、障害、病気のために手続の際の扶助（手話通訳その他のコミュニケーション支援等）や調整（書類提出期間の延長等）を必要とする人々に対する支援を含め、先住民族のすべての女性と女兒が、等しく司法にアクセスできるようにする。

(f) 先住民族の女性と女兒のニーズに特化し、訓練を受けた通訳者、翻訳者、人類学者、心理学者及び医療従事者を司法制度に含める。その際、先住民族で有資格の女性を優先的に登用する。³⁴ 非先住民族と先住民族の司法制度の双方における法的救済措置に関する情報を、先住民族の言語で、かつ利用可能な形式で提供する。このような法的救済措置及び法的手段を周知するとともに、構造的・体系的暴力を報告する方法についての周知を図るために、啓蒙活動に着手することが望ましい。先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力や差別の事案にあたっては、追跡調査を行うための仕組みが不可欠である。

(g) 十分な手段を持たず、法的能力も剥奪された先住民族の女性と女兒が、ジェンダーに基づく暴行を受けた場合でも、良質な法的支援を無償で受

³¹ 一般勧告第 33 号、パラグラフ 62。

³² 児童の権利委員会、子どもの司法制度における子どもの権利に関する一般的意見第 24 号（2019 年）、パラグラフ 40、49 及び 103。

³³ 障害者の権利委員会、アクセシビリティに関する一般的意見第 2 号（2014 年）、パラグラフ 37。

³⁴ 米州人権委員会「アメリカ大陸における先住民族女性とその権利」、パラグラフ 156。

けられるようにする。締約国は、先住民族の女性と女兒に専門的な法的支援を無料で提供する非政府組織を財政的に支援すべきである。

(h) 都市部や先住民族の領土に近接した場所で、司法機関、司法による救済及び司法サービスを利用できるようにする。

(i) 先住民族の女性と女兒を過去と現在にわたって苦しめてきた貧困、人種差別、ジェンダーに基づく暴力といった歴史的状況に配慮した刑事司法、民事・行政措置及び政策を取り入れる。

(j) 先住民族のすべての女性と女兒が、既存の法律、法制度及び非先住民族と先住民族の双方の司法制度にアクセスする方法に関する情報を取得できるようにし、これらに関する教育を受けられるようにするための方策を講じる。その方法としては、かかる情報を周知するための啓蒙活動やコミュニティ研修、移動式法律相談所の形をとることができる。

(k) 先住民族の女性と女兒が、公正な裁判を受ける権利、法の下での平等の権利及び法による平等な保護の権利を真に享受できるようにする。

(l) 精神的危害や集団的危害への配慮を含め、人権侵害に対しては必ず補償がなされることを、非先住民族と先住民族の司法制度の双方における司法行政の重要な構成要素とする。

V. 先住民族の女性と女兒の権利における特定側面に関する締約国の義務

A. 先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力の防止と、かかる暴力からの保護（第3条、5条、6条、10条(c)、11条、12条、14条及び16条）

34. 先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力は、条約第1条に定める差別の一形態であり、したがって、条約に基づくすべての義務が関係する。条約第2条に基づき、締約国は、先住民族の女性と女兒に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を防止し根絶するための措置を遅滞なく講じなければならない。³⁵ 同様に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第22条は、締約国に対し、先住民族の女性の権利の完全な保護に特段の配慮を払うとともに、彼女たちが暴力と差別を受けることなく生活する権利を保障するよう求めている。女性に対するジェンダーに基づく暴力の禁止は、慣習国際法の原則であり、先住民族の女性と女兒にもこれが適用される。³⁶

35. ジェンダーに基づく暴力の影響を受けるのは、先住民族の女性と女兒が際立って多い。入手可能な統計によると、先住民族の女性は、非先住民族の女性よりもレイプ被害を受けやすいことが分かっている。³⁷ 先住民族の女性の3人に1人が、一生のうちにレイプ被害を受けているとみられる。³⁸ ジェンダーに基づく暴力の重大性、性質、影響を示す証拠は世界的に増えているが、先住民族の女性に対する事案に関する情報は限られ、問題や地域ごとのばらつきが極めて大きい傾向がある。³⁹ 本委員会は、先住民族の女性と女兒に対するジェ

³⁵ 一般勧告第35号（2017年）一般勧告第19号改訂版 女性に対するジェンダーに基づく暴力、パラグラフ21。

³⁶ 同上、パラグラフ2。

³⁷ A/HRC/30/41、パラグラフ47。

³⁸ 同上。

³⁹ UN-Womenほか「先住民族の女兒、青春期及び若年女性に対する暴力への沈黙を破る」（ニ

ンダーに基づく暴力問題の範囲を把握するために、締約国が先住民族の組織と連携して情報収集活動を進める必要性を強調する。加えて、差別、固定観念、彼女たちに対するジェンダーに基づく暴力の社会的正当化に、締約国が対処する必要性についても強調する。

36. 本委員会は、家族、コミュニティ、公共スペース、職場、教育施設、デジタル空間等、人的交流が行われるいかなる空間や領域においても発生する、先住民族の女性と女兒に対してさまざまな形で加えられるジェンダーに基づく暴力を警戒する。^{40 41 42} 暴力には、心理的、身体的、性的、経済的又は政治的な暴力もあれば、拷問の形をとることもある。先住民族の女性と女兒は、頻繁に精神的暴力を受けており、先住民族の女性と女兒のコミュニティの集団的アイデンティティを傷つけられるとともに、精神的な生活、文化、領土、環境及び天然資源とのつながりにも危害が及んでいる。障害のある先住民族の女性や女兒及び高齢の先住民族女性に対する暴力は、施設内、とりわけ閉鎖的・隔離的な施設で発生することが多い。先住民族の女性と女兒は、頻繁に、レイプ、嫌がらせ、失踪、殺害、フェミサイドの犠牲となっている。

37. 強制移住は、先住民族の女性と女兒に影響を与える暴力の主要な形態であり、彼女たちは、土地、領土、天然資源とのつながりを断たれ、自らの人生設計やコミュニティが永続的に危害にさらされる。さらに、環境的暴力の悪影響も受けている。環境的暴力は、環境的な損害、環境劣化、汚染の形で現れることがあり、また、気候変動に伴い予見される損害の防止策を国家が講じないこともこれに該当する。彼女たちに影響を与える他の暴力の形態としては、売春からの搾取、現代の奴隷状態（家庭内の隷属状態等）、強制代理出産、未婚の高齢女性を魔女化・悪霊の運び手として標的にすること、子どもを産めない既婚女性への非難、女性器切除等がある。本委員会は、とりわけ、先住民族の女性と女兒に影響を与える人身取引問題を強調する。こうした人身取引は、政府軍、犯罪組織、鉱物採掘・森林伐採事業及び麻薬カルテルによる先住民族領土の軍事化に起因するほか、先住民族の土地や領土への軍用地の拡張もその原因となっている。

38. 先住民族の女性と女兒の司法アクセスが著しく限定されていることに加え、刑事司法制度における偏見や欠陥も相まって、先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力が通報されることは極めて稀であり、しかも加害者が処罰を受けないケースがほとんどである。⁴³ 人種差別、疎外化、貧困、及びアルコールと薬物の乱用により、ジェンダーに基づく暴力にさらされるリスクが増大する。⁴⁴ 先住民族の女性と女兒は、ジェンダーに基づく暴力に苦しんでいるが、加害者である国家と非国家の双方の主体は、こうした暴力を容認している。国家主体には、政府、軍、法執行機関及び公的機関の関係者（保健衛生、教育及び刑務所関係者等）が含まれる。⁴⁵ 非国家主体には、私人、事業者、民間企業、準軍事組織及び反政府組織、非合法主体並びに宗教法人等が含まれる。⁴⁶

ューヨーク、2013年）4ページ。先住民族問題関係機関支援グループが先住民族世界会議に向けて作成した論文「先住民族の女兒、青春期及び若年女性に対する暴力、搾取及び虐待の撲滅と対応」1-2ページ及び4-10ページも参照。

⁴⁰ A/HRC/50/26、パラグラフ7-10及び24-34。

⁴¹ A/HRC/30/41、パラグラフ113-117。

⁴² 一般勧告第35号、パラグラフ20。

⁴³ CEDAW/C/OP.8/CAN/1、パラグラフ132-172。

⁴⁴ 米州人権委員会「アメリカ大陸における先住民族女性とその権利」、パラグラフ85及び86。

⁴⁵ UN-Womenほか、「沈黙を破る」、13-16、19、20ページ。

⁴⁶ 同上。

39. 締約国は、ジェンダーに基づく暴力を防止し、加害者の取り調べを行い、処罰するとともに、その犠牲者である先住民族の女性と女兒に補償するデューディリジェンスの義務を負う。この義務は、非先住民族と先住民族双方の司法制度に適用される。⁴⁷ 先住民族の女性が被る暴力について、ジェンダーが関係する原因とその影響を考慮しつつ、第4項及び5項の規定に従い、ジェンダー視点、交差的視点、先住民族の女性の視点、文化横断的視点及び部門横断的視点のそれぞれからデューディリジェンスを行うべきである。

40. 先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力は、先住民族の人々とそのコミュニティが集団として保持する精神的、文化的、社会的基礎構造を損ない、集団に対して、さらには世代を超えて危害を及ぼすことがある。先住民族の女性と女兒に対する性的暴力は、武力紛争や不安定な情勢の下で、戦争の道具として、また先住民族コミュニティを統制し損害を与える戦略として、多くの主体が利用してきた。

41. 締約国は、このようなジェンダーに基づく暴力に対処するため、実効的な法的枠組みと適切な支援サービスを整備すべきである。こうした法的枠組みには、ジェンダーに基づく暴力を防止し、加害者の取り調べと処罰を行う手段とともに、被害者である先住民族の女性と女兒に対する支援と補償を行う仕組み、及びかかる暴力の悪影響に対処し緩和するためのサービス等の措置が備わっていなければならない。この一般的義務は、地域、中央及び地方レベルの立法府、行政府及び司法府を含め、国の活動の全分野に、また民営化されたサービスにも及ぶ。この一般的義務の下では、憲法レベルを含む法的規範の制定とともに、先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づくあらゆる形態の暴力の排除を目的とする公共政策、計画、制度的枠組み及び監視メカニズムの策定が求められる。これは、国家又は国家以外のいずれが加害者である場合にも該当する。⁴⁸

42. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 第4項及び5項の規定に従い、ジェンダー視点、交差的視点、先住民族の女性の視点、文化横断的視点及び部門横断的視点を織り込んで、先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力の防止、禁止及びこれに対応する法律を制定し、効果的に施行する。法律の制定、施行に当たっては、障害のある人も含め、先住民族のすべての女性と女兒のライフサイクルも適切に考慮すべきである。

(b) 環境的、精神的、政治的、構造的、制度的及び文化的暴力（採取産業に起因する暴力も含まれる）を含め、先住民族のすべての女性と女兒に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を認識し、防止し、これに対処し、制裁し、根絶する。

(c) 先住民族の女性と女兒が、非先住民族と先住民族双方の司法制度に、いかなる形態の差別や偏見も受けずに、必要な時に効果的にアクセスできるようにする。これには、必要な際の保護命令及び防止メカニズム、並びに先住民族の女性と女兒の失踪及び殺害のケースでは実効性のある捜査も含まれる。

(d) 先住民族の女性と女兒がジェンダーに基づく暴力を通報できなくするか、又はこれを抑止している法律をすべて廃止する。該当するものとしては、後見法（女性の法的能力を剥奪するもの又は障害のある女性が法廷で証

⁴⁷ 米州人権委員会「アメリカ大陸における先住民族女性とその権利」パラグラフ 230。一般勧告第 33 号、パラグラフ 64 も参照。

⁴⁸ 一般勧告第 35 号、パラグラフ 24 (b)。

言する能力を制限するもの)、いわゆる「保護拘置」慣行、制限的移民法（移民・非移民の女性家事労働者がこうした暴力を通報するのを妨げるもの）及び両当事者の逮捕を可能とする法律（家庭内暴力のケース又は加害者が無罪になった場合に女性が訴追されるもの）が挙げられる。⁴⁹

(e) ジェンダーに基づく暴力の被害者である先住民族の女性と女兒に対して、文化的観点に照らして適切な医療、心理社会的カウンセリング及び専門的訓練を含む支援サービス並びに復帰支援及びシェルターを提供し、アクセスできるようにする。すべてのサービスは、第 5 項に規定する通り、文化横断的かつ部門横断的視点から策定し、十分な財源を確保すべきである。

(f) ジェンダーに基づく暴力を経験した先住民族の女性と女兒が司法システムにアクセスし、受けた暴行の事例を通報できるようにするためのリソースを割り当てる。かかるリソースとしては、交通手段、法的支援及び代弁、さらには先住民族の言語での情報提供等が想定される。

(g) 締約国は、あらゆる形態の暴力、非人道的な処遇及び拷問から、自由を奪われた先住民族の女性と女兒を守るため、相当な注意を払って行動すべきである。国は、こうした行為がなされた場合は、必ず適切な取り調べを行い、処罰しなければならない。国はまた、自由を奪われた先住民族の女性と女兒が、こうした行為を通報する方法と通報先を認識できるようにするための方策も講じるべきである。さらに国は、先住民族の文化、考え方や言語を尊重しつつ、自由を奪われた先住民族の女性と女兒の社会復帰を促進する政策と計画に、優先的に取り組むべきである。

(h) 国は、武力紛争状態の下において、国際人権法及び国際人道法に基づく義務を遵守しなければならない。かかる義務には、民間人及び敵国の戦闘員に対するあらゆる形での差別やジェンダーに基づく暴力の禁止、並びに土地、天然資源及び環境に対する危害の禁止が含まれる。

(i) 先住民族のコミュニティや組織と連携して、細分類された情報を組織的に収集し、先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力（特に性的暴力と搾取）の重大性、深刻さ及び根本原因を評価するための検討に着手し、こうした暴力の防止策・対応策のための情報とする。

B. 政治的活動、公的活動に有効に参画する権利（第 7 条、8 条及び 14 条）

43. 先住民族の女性と女兒は、地域、国及び国際的な意思決定に加え、先住民族の女性と女兒自身のコミュニティや先住民族の組織の意思決定プロセスからも排除される傾向にある。⁵⁰ 条約第 7 条に基づき、彼女たちは、政治的・公的・コミュニティの活動のすべてのレベルに完全に参画する権利を有する。この権利には、先住民族の女性と女兒のコミュニティ内での意思決定への参加に加え、先祖代々やその他の為政者との意思決定への参加、先住民族の領土内で国家及び民間主体が実施する経済活動への同意や協議手続、地方、国、地域及び国際レベルでの公共サービス及び意思決定を下す地位、そして人権擁護活動家としての行動が含まれる。⁵¹

⁴⁹ 同上、パラグラフ 29 (c) (iii)。

⁵⁰ A/HRC/30/41、パラグラフ 38 及び 39。

⁵¹ 国連人権高等弁務官事務所「公務に参加する権利の効果的実施に関する国のためのガイドライン」、10-19 ページ参照。

44. 先住民族の女性と女兒は、複数の交差的な障害により、有効で有意義かつ真の参画を阻まれている。かかる障害としては、政治的暴力、教育を受ける機会の不平等又は欠如、非識字、人種差別、性差別、階級や経済的立場に基づく差別、言語的制約、いかなる形の参画にも要する長距離の移動、医療サービス（性と生殖に関する医療とその権利を含む）へのアクセスの拒否等がある。加えて、投票、議員への立候補、キャンペーンの組織化及び選挙資金の確保のための法的、政治的、制度的、コミュニティ及び市民社会のプロセスにアクセスできず、経済的な支援が得られず、情報がないこと等がある。武力紛争状況下においては、移行期司法制度の下で、先住民族の女性と女兒及びその組織が和平協議から締め出されたり、参画しようとするれば攻撃や脅迫を受けたりすることが多く、参画への障壁が一層高まる可能性がある。締約国は、先住民族のすべての女性と女兒がコンピューター、インターネットその他の技術を利用できるようにして、先住民族の女性と女兒デジタル社会に完全に包摂するために迅速な行動をとるべきである。

45. 本委員会は、政治的及び公的活動への参画の権利によって活動を保護されている人権活動家である先住民族の女性が直面する脅威を認識している。特に高いリスクに直面しているのは、環境人権活動家である先住民族の女性と女兒であって、自らの土地と領土に対する権利の向上を目指し、影響を受ける先住民族への十分な説明と自由意思での事前の同意なしに進められる開発計画に反対している者である。多くの場合、先住民族の女性と女兒の人権活動家は殺害、脅迫や嫌がらせ、恣意的な拘留、様々な形の拷問に直面しており、加えて、彼女たちの活動が犯罪化され、非難され、信用を傷つけられている。先住民族の女性と女兒の組織の多くは国レベルでの法人格の取得に支障があることから、資金確保が困難で、自由で独立した活動が難しい。本委員会は、締約国が、ジェンダーに対応する措置を直ちに講じて、人権活動を行う先住民族の女性と女兒の生活、自由、安全、自己決定を公的に認識し、支援し、保護するとともに、彼女たちが差別、人種主義、殺害、嫌がらせ、暴力を受けることなく、安全な状態で支援活動できる環境を保障すべきと考える。

46. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 女性の政治的・公的活動への参画に関する一般勧告第 23 号（1997 年）及び暫定的特別措置に関する一般勧告第 25 号（2004 年）並びに「宣言」第 18 条、19 条、32 条 1 項及び 44 条に関連して、意思決定できる地位を含め、すべてのレベルでの政治的・公的活動への先住民族の女性と女兒の有意義、実質的かつ情報に基づく参画を促進する。この目的のため、暫定的特別措置（割当制、目標、インセンティブ、女性の平等な代表性確保に向けた取り組み等）も含めることができる。⁵²

(b) 説明責任の仕組みを確立し、政党や労働組合が先住民族の女性と女兒を差別できないようにする。また、先住民族の女性と女兒がこうした侵害を受けた際に通報するために、ジェンダーに対応した司法救済を実効的に利用できるようにする。公務員に対して、先住民族の女性と女兒が公的活動に有効に参画する権利に関する研修を施すこともまた極めて重要である。

(c) 先住民族の女性と女兒のみならず、一般市民に対しても、投票権を行使する機会、公的活動に参加する機会及び選挙に立候補する機会に関する情報を、利用しやすい形で発信する。また、意思決定を行い得るレベルも含め、公共サービス部門での彼女たちの採用を促進する。障害のある女性や女

⁵² 一般勧告第 34 号、パラグラフ 54。

児が利用しやすくするための手段として、手話、読みやすいフォーマット、点字等を採用することもできる。

(d) 国、地域、コミュニティの各レベルにおいて、先住民族の女性政治家、女性候補、人権擁護派や人権活動家の女性に対する、いかなる形の政治的暴力の発生も予防し、その発生時には、取り調べ及び処罰を行うために、相当な注意を払って行動する。組織と代表選出の祖先形を認識し、尊重する。

(e) 選挙資金の提供、技能訓練、インセンティブ供与、政党が先住民族の女性を候補者として推薦するための啓蒙活動、適切な医療・保育施設の提供、及び高齢者介護サービスに対する支援等を通じて、先住民族女性の政界進出を確実に加速させる。さらに、先住民族の女性と女兒の政治参加促進に必要とされる法的措置及び立法改革を実行するとともに、先住民族の女性と女兒の政治参加促進に向けたインセンティブ及び監視メカニズムの創設を行う一方で、暫定的特別措置を実行しない政党に罰則を科す。

(f) 先住民族の領土及び保護区域での森林伐採、開発、投資、観光、採取、採掘、気候変動緩和・適応計画、保全プロジェクトに係る活動などの経済活動の実施に当たっては、必ず、先住民族の女性の有効な参加を得なければならない。それには、先住民族の女性が事前に十分な説明を受けた上で自由意思で同意する権利、及び適切な協議プロセスを踏まえる権利の全面的な尊重が含まれる。これらの経済活動が先住民族の女性と女兒を含めた人権の侵害とならないようにすることは、非常に重要である。⁵³

(g) 紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性に関する一般勧告第 30 号 (2013 年) 及び安全保障理事会決議第 1325 号 (2000 年) (後続決議も含む) に沿って、平和構築活動と移行期司法制度における意思決定者として及びその主体として、先住民族の女性と女兒が参加する場所を創設する。

(h) 先住民族の女性人権活動家の生活、一体性及び活動を認識、支援及び保護するために、実効性のある対応を積極的に行い、先住民族の女性人権活動家が活動できる安全かつインクルーシブな環境を確保する。締約国は、女性人権活動家の純粋かつ有意義な参加を得て、先住民族の人々と協力しつつ、こうした女性活動家を保護するための専門的な政府機構の創設等の方策を講じるべきである。

C. 教育を受ける権利 (第 5 条及び 10 条)

47. 先住民族の女性と女兒は、あらゆる水準の教育において、また、非伝統的な分野において、就学、学業の継続、修了に際して多くの障壁に直面している。⁵⁴ 教育の障害となっている主たる要因としては、先住民族により設計・設立・運営される教育施設がないこと、貧困、差別的なジェンダー固定観念と排除⁵⁵、教育カリキュラムにおける文化的関連性が限定されること、支配言語以外での教育が受けられないこと、性教育の機会がほとんどないこと等が挙げられる。先住民族の女性と女兒は、学校まで長距離を移動せねばならないことがしばしばあり、通学途上や学校でジェンダーに基づく暴力を受けるリスクにさらされている。学校では、性的暴行の被害にあったり、体罰やいじめを受けたりする可能性がある。教育現場でのジェンダーに基づく暴力と差別は、学校で強制的な同化政策がとられている場合に特に深刻化する。障害のある先住民族

⁵³ 同上。

⁵⁴ 女兒及び女性の教育を受ける権利に関する一般勧告第 36 号 (2017 年) パラグラフ 41、及び一般勧告第 34 号、パラグラフ 42。

⁵⁵ 同上。

の女兒にとって、通学と学業継続への障壁はとりわけ高い。かかる障壁としては、物理的な通学の困難、学校当局からの入学拒否、そして、障害のある児童を隔離する学校に依存せざるを得ないこと等が含まれる。強制結婚及び／又は児童婚、性的暴行と若年妊娠、過度の家事負担責任、児童労働、自然災害と武力紛争もまた、先住民族の女兒を学業から遠ざける要因となり得る。

48. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 以下を通じて、先住民族の女性と女兒が教育を受ける権利を完全に享受できるようにする。

(i) 先住民族の女性と女兒が、すべてのレベルの教育において、質の高い教育を等しく受けられることを保障する。これには、先住民族に対する支援を通じて、宣言第 14 条及び 15 条で保障する権利を実現することも含まれる。

(ii) 先住民族の女性と女兒の、先住民族としての出自、歴史、文化及び経験に関連する差別的な固定観念に対処する。

(iii) 奨学金その他の学費支援プログラムを創設し、先住民族の女性と女兒の就学を促進する。対象には、科学、技術、工学、数学、情報通信技術 (ICT) 等の非伝統的分野も含める。それとともに、先住民族の知識、並びに女性も含めた先住民族の科学技術に対する貢献を認識し、保護する。

(iv) 先住民族の女性と女兒が過度に担っている無報酬の介護労働負担を軽減し、先住民族の女性と女兒を児童婚から解放するとともに、ジェンダーに基づく暴力や搾取労働の被害者が犯罪を通報するのを支援するために、部門横断的なサポート制度を創設する。社会的サポート制度は運用上有効で、利用が容易で、かつ文化的に対応したものとすべきである。

(b) 包摂的、アクセス可能で低廉かつ質の高い教育を、障害のある者も含め、先住民族の女性と女兒のだれもが受けられるようにする。国は障壁を除去し、適切なリソースと設備を配置して、障害のある先住民族の女性と女兒が教育を受けられるようにすべきである。国は、科学的な研究成果に基づき、年齢に応じた適切な性教育の機会を保障すべきである。⁵⁶

(c) 先住民族の教育、言語、文化、歴史、知識体系及び認識論を反映したカリキュラムの採用を進める。⁵⁷ このような取り組みは、主流派の学校を含むすべての学校に展開すべきである。カリキュラムの採用には、先住民族の女性と女兒も参画すべきである。

D. 労働の権利 (第 11 条及び 14 条)

49. 先住民族の女性が適正かつ安全で、適切な報酬が得られる雇用機会にアクセスできる機会は限られており、経済的自立の妨げとなっている。先住民族の女性の多くは農業に従事しているが、自給農業、低熟練・パートタイムの季節労働で低賃金又は無給の仕事、及び自宅での仕事をしている割合が非常に高い。先住民族の女性と女兒の非常に多くが、低賃金で危険な労働条件下で家事労働にも従事している。非正規労働に従事している女性の割合が非常に高いため、低収入で、満足な手当がなく、社会的保護も不十分な状態にある。先住民族の女性は、職場では先住民族の衣装の着用や母語の使用をしばしば禁止され

⁵⁶ 一般勧告第 34 号、パラグラフ 43。

⁵⁷ 同上。

るなど、差別的なジェンダー固定観念と人種差別にも直面している。先住民族の女性は、職場でのジェンダーに基づく暴力や嫌がらせに直面することが多いが、こうした処遇は、強制労働やさまざまな形の奴隷化に相当する可能性がある。国は、先住民族の女性と女兒の就業機会を増やし、非正規労働から正規雇用への移行を促進するために必要な教育と訓練を、彼女らが平等に受けられる機会を創出すべきである。国はまた、先住民族と女性たちが、差別を受けることなく仕事を続け、継続的に収入が得られることも保障すべきである。

50. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 以下のことにより、先住民族の女性と女兒に対して、平等、安全、公正で好ましい労働条件を確保する。

(i) 彼女たちが職業訓練及び専門的訓練を受けられる機会を拡大し、促進する。

(ii) 先住民族の女性が事業を運営し、企業家になる機会を増やす。国は、先住民族の女性が資本やビジネスチャンスにアクセスする機会を増大することによって、先住民族の女性が経営する事業を支援するとともに、先住民族のコミュニティが収入を得られるよう扶助を行うべきである。

(iii) 希望に応じて、非正規労働から正規労働に移行しやすくする。

(iv) あらゆる形態の労働において、先住民族の女性の労働衛生と安全を保護する。

(v) 自営業に従事する者も含め、先住民族の女性に対する社会的保護の対象を拡大し、彼女たちに適切な保育サービスを提供する。⁵⁸

(vi) 先住民族の人々と女性たちが、差別を受けることなく仕事を続け、仕事を通じて継続的に収入を得られるようにする。また、このような仕事が行われる土地に対する集団的権利を保障する。

(vii) 公正で好ましい労働条件の権利及び同一価値労働同一賃金の原則を、合法的に労働している先住民族の女性と女兒に特に配慮して、法律と政策の枠組みに全面的に組み入れる。⁵⁹ 先住民族の女性が、無担保で資金の借入その他の金融的信用に等しくアクセスできるようにすることで、企業家精神の向上を図り、先住民族の女性自身による事業の創出と経済的自立が進むようにする。

(b) 先住民族の女性に対する職場での差別、人種主義、固定観念、ジェンダーに基づく暴力及びセクシャル・ハラスメントを防止し、定期的な労働監督の実施を含めた実効的な通報・説明責任の仕組みを確立し実行するための方策を講じる。

(c) 先住民族の女性と女兒が職業訓練や専門技能訓練を受けられるようにする。これらの訓練には、彼女たちが歴史的に排除されてきた科学、技術、工学及び数学、さらには ICT その他の分野の訓練も含まれる。

E. 健康に対する権利（第 10 条及び 12 条）

⁵⁸ 同上、パラグラフ 40–41。

⁵⁹ 同上、パラグラフ 50。

51. 性と生殖に関する健康のサービス及び情報を含め、先住民族の女性と女兒が利用できる適切な健康管理サービスは限定され、先住民族の女性と女兒は、保健システムにおける人種やジェンダーに基づく偏見に直面している。彼女たちが事前に十分な説明を受けた上で自由意思で同意する権利は、保健セクターでは尊重されないことがしばしばある。健康専門家に人種やジェンダーに基づく差別意識があったり、先住民族の女性の実情、文化及び考え方に無関心であったり、先住民族の言語を解さなかったりするのとは珍しくなく、かかる専門家が先住民族の女性と女兒の尊厳やプライバシー、十分な説明を受けた上での同意、生殖の自律性が尊重されるサービスを提供することは稀である。先住民族の多くの女性は、家族計画の方法、避妊法、安全で合法的な中絶方法を含め、性と生殖に関する健康情報や教育へのアクセスが困難な状況にある。先住民族の女性と女兒は、産科暴力、不妊手術の強要又は強制的避妊等の強制的行為、子どもの数と出産間隔を自身で決定できないことを含め、しばしば保健システムにおけるジェンダーに基づく暴力の犠牲となっている。先住民族の助産師や助産介助者は違法とされることが多く、かつ、非先住民族の保健システムでは、専門知識が過小評価されている。パンデミックの影響を受けたのは、先住民族の女性と女兒が際立って多い。締約国は、そのような緊急事態において、文化的に受容可能な医療サービス、検査及びワクチン接種を受けられるようにしなければならない。

52. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 障害のある人、高齢の女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーやインターセックスの女性も含め、先住民族の女性と女兒が低廉かつアクセス可能で、文化的観点から適切かつ受容し得る質の高い保健サービスと衛生施設を利用できるようにする。また、保健サービスを受けるに当たり、事前に十分な説明を受けた上での自由意思による同意、秘密性及びプライバシーが尊重されるようにする。

(b) 先住民族の女性と女兒が、性と生殖に関する健康サービスに関して、また、このようなサービス（安全な中絶サービスや現代的な形態の避妊を含む）を低廉な価格で受けられることに関して、包括的で正確な情報を、利用しやすい形式で、迅速に得られるようにする。

(c) 通常媒体とソーシャルメディア等を通じて、保健に関する情報が先住民族の言語で幅広く発信されるようにする。

(d) 先住民族の保健システム、先祖伝来の知識、慣行、科学及び技術を正しく認識し、これらが違法とされたり、処罰されたりしないようにする。

(e) 第4項及び5項に規定する通り、コミュニティの医療従事者や助産介助者等、先住民族の女性と女兒と接する保健専門家に対し、ジェンダーの視点と文化横断的視点から、ジェンダー対応的かつ文化対応的な研修を実施する。また、医療関係業務への先住民族の女性の就業を奨励する。

(f) 健康サービスの現場での、ジェンダーに基づく暴力、強制的行為、差別、ジェンダー固定観念及び人種の偏見は、いかなる形態のものであっても、これを防止するための措置をとる。

F. 文化に対する権利（第3条、5条、13条及び14条）

53. 先住民族の女性と女兒の生活から、彼女たちの文化を切り離すことはできない。文化は本質的に、彼女たちの土地、領土、歴史及びコミュニティの発達パターンと結びついている。先住民族の女性と女兒の文化には、多岐にわた

る起源が存在する。例えば、言語、衣装や調理法、伝統医学の実践、聖地崇拝、宗教及び宗教的伝統の実践、民族とコミュニティの歴史と遺産の伝承等がこれに含まれる。先住民族の女性は、自らの文化を享受するだけでなく、その文化に、国際人権法やジェンダー平等と相いれない時代遅れの法律、政策及び慣行等、差別的と目される側面が見出される場合は、異を唱える権利も有している。「児童の権利に関する条約」第 12 条に従い、先住民族の女兒は、年齢や成熟度に応じて、自らの考えを表明する権利及び自らに影響が及ぶ文化的事項に直接的に又は代理人を通じて参加する権利を有している。⁶⁰ 締約国はまた、先住民族の女性と女兒が、あらゆる形態の差別を受けることなしに、スポーツやレクリエーション活動に完全に参加できるようにすべきである。

54. 先住民族は、その領土、土地及び天然資源に対する法律上の権利を認められておらず、これらの収奪や不正使用の結果、さらには生物多様性の喪失、汚染、気候変動等の環境悪化の結果、先住民族の女性と女兒の自己決定、文化的一体性と生存に直接的な脅威を受けている。同時に、締約国の国家主体及び第三者による、先住民族の技術知識、精神的慣行及び文化遺産の無断利用や盗用からの脅威にもさらされている。締約国は、デジタルツールの使用を含め、先住民族の言語、文化及び知識の盗用や不正利用を処罰すること、並びに先住民族の土地、領土及び聖地を尊重し保護すること等を通じて、先住民族の言語、文化及び知識の保護と保全に取り組むべきである。

55. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 先住民族の女性と女兒が、自らの文化、アイデンティティ及び伝統を維持し、自身の進路と人生設計を自ら選択する、個人的及び集団的権利を保障する。

(b) 先住民族の女性と女兒の文化を保護するための前提条件として、土地、領土、資源、及び安全、清潔で持続可能かつ健康的な環境に対する先住民族の権利を尊重し、保護し、拡大する。

(c) 十分な説明を受けた上での自由意思による事前の同意及び適切な利益の共有なくして、先住民族の女性と女兒の文化知識と文化遺産が不正使用又は盗用されるのを防ぐ。こうした違反が発生した場合は違反者を取り調べ、処罰するとともに、被害者に対する補償を行うために、相当な注意を払って行動する。

(d) 女性も含め、先住民族と協力して、文化的観点に照らして適切な教育プログラムとカリキュラムを策定する。

(e) デジタルツールが先住民族の言語と文化の伝承と保存の重要な手段たりうることに鑑み、技術と文化の関係について検討する。先住民族の言語と文化の伝承及び保存を支援するためにデジタルツールを使用する場合、先住民族の女性と女兒が利用でき、先住民族の女性と女兒の文化的観点からも適切なものとするべきである。

(f) 先住民族の女性の知的財産、文化遺産、科学・医学知識、文学、芸術、音楽及び舞踊の表現形式、並びに天然資源を認識し、保護する。措置を講じるに当たって、締約国は、先住民族の女性と女兒の意向に配慮しなければならない。かかる措置としては、国の知的財産権制度に基づいて、先住民族の女性と女兒を個人的又は集団的著作者として承認し、登録し、保護すること等が想定される。また、先住民族の女性と女兒の知的財産、文化遺産、科学・医学知識、文学、芸術、音楽及び舞踊の表現形式、並びに天然資源の、

⁶⁰ 児童の権利委員会一般的意見第 11 号、パラグラフ 38。

第三者による無断利用を防止する措置を講じるべきである。締約国は、先住民族の女性著作者やアーティストが事前に十分な説明を受けた上で自由意思により同意するという原則を尊重すべきである。また、口頭その他の慣習的な形態による伝統的知識、文化遺産及び科学、文学又は芸術的表現の伝承を尊重すべきである。⁶¹

(g) 先住民族の聖地及び領土を尊重し、保護するために相当な注意を払って行動し、侵害する者には責任を負わせる。

G. 土地、領土及び天然資源に対する権利（第 13 条及び 14 条）

56. 土地や領土を、先住民族の女性と女兒のアイデンティティ、考え方、生計手段、文化及び精神から切り離すことはできない。先住民族の女性と女兒の生活、幸福、文化、生存は、土地、領土及び天然資源を利用し享受することと本質的に結びついている。先祖伝来の領土に対する所有権を限定的にしか認められないこと、土地所有に関する法的証拠がなく先住民族の女性と女兒の伝統・遺産の法的保護が存在しないこと、並びに多くの国で先住民族の土地及び土着の所有権に対する認識が条約、憲法及び立法レベルで欠如⁶²していることによって、先住民族の権利（とりわけ集団的所有権並びに占有利用及び土地と資源を享受する権利）が損なわれ、締約国の国家と民間主体による軽視を助長している。先住民族の土地に対する権利が認識されない結果、貧困、安全な食糧と水の確保難、生存に必要な天然資源の利用障害が生じ、先住民族の女性と女兒に対するジェンダーに基づく暴力の温床となる不安定な状況を招きかねない。締約国は、国際法の規定に基づき、先住民族の女性と女兒に対する差別を防止するために、先住民族の領土の境界を定め、画定し、権利を与え、その権利を保障することを求められる。

57. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 先住民族と女性の慣習的な土地保有制度に包含される、土地の個人的・集団的な所有権及び管理権を認識する。また、地域や国の経済に、かかる認識を適切に反映させるための政策及び立法措置を策定する。

(b) 自己決定権及び生存権、並びに先住民族がその土地、領土及び天然資源に対して有している権利を、条約、憲法及び国レベルの法律において法的に認定する。

(c) 先住民族の女性と女兒の土地や領土で実施され、その天然資源に影響を及ぼす経済、開発、採取及び気候変動緩和適応計画を認可するに先立ち、先住民族の女性と女兒に十分な説明をしたうえで、自由意思による事前の同意を得ることを求める。これらのプロセスの指針として、十分な説明を受けた上での自由意思による事前の同意に至るまでの手順を定めるよう推奨する。

(d) 土地、領土及び環境に対する先住民族の女性と女兒の権利を損なう可能性のある、事業者、企業その他の民間主体の活動を防止・規制する。かかる措置には、罰則、救済手段の確保、補償の付与、及びこのような人権侵害の再発防止が含まれる。

⁶¹ 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会、一般的意見第 17 号（2005 年）自身の著作になるすべての科学、文学又は芸術作品に起因する精神的及び物質的利益の保護から恩恵を受ける万人の権利、パラグラフ 32。

⁶² A/HRC/45/38、パラグラフ 5-9。

(c) 土地、領土、天然資源に対する先住民族の女性の権利を損なう差別的な固定観念、態度や慣行に対処するための包括的戦略を採用する。⁶³

H. 食料、水、種子に対する権利（第 12 条及び 14 条）

58. 先住民族の女性と女兒は、そのコミュニティにおいて、食料、水、そしてさまざまな形の生計や生存の確保に極めて重要な役割を果たしている。先住民族は、領土の剥奪、強制移住に加え、土地に対する権利を認められないことから、安全な食料と水の確保と、必要とされるこうした天然資源の管理を行う機会に制約を受けている。採取その他の経済活動と開発計画の実行に伴い、食料や水の汚染、途絶、品質劣化が進み、先祖伝来の主要な農業の形態に支障をきたす可能性がある。気候変動をはじめとする環境悪化もまた、食料安全保障を脅かし、水質悪化と水の供給の途絶をもたらしている。締約国は、先住民族の女性と女兒が十分な食料、栄養、水を確保できるように、早急な対策を講じるべきである。とりわけ懸念されるのは、先住民族の先祖伝来の知識であり文化遺産の不可欠な要素でもある種子の商業化が進展していることである。このような種子の商業化の多くは、先住民族の女性に利益を共有することなく進められている。遺伝子転換作物や遺伝子組み換え作物の広がり、先住民族にとって懸念事項であるが、先住民族の女性や女兒が参加せずに行われることが多い。

59. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 先住民族の女性と女兒が、十分な食料、水、種子を適切に利用できるようにする。また、食料生産、主権及び持続可能な開発への先住民族の女性と女兒の貢献を認識する。

(b) 先住民族の女性の先祖伝来の農業形態と生計手段を保護し、彼女たちが農地改革計画の策定、採用、実行及び天然資源の管理・統制に有意義に参加できるようにする。

(c) 先住民族の女性と女兒が、自分の家族やコミュニティのために農作業に従事しているとき、また食料調達や水汲みに行っているときにジェンダーに基づく暴力の被害を受けないように、かつ、加害者の取り調べと処罰がなされるように、デューディリジェンスを実行する。さらに、彼女たちが、科学的進歩や技術革新による利益を得て、食料や水を安定的に確保できるようにし、彼女たちの貢献と技術知識の代償を得られるようにする。締約国は、先住民族の女性と女兒の科学的貢献を認識すべきである。

I. 清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する権利（第 12 条及び 14 条）

60. 清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する権利には、安全で安定した環境、安全で適切な食糧と水、健全な生態系と生物多様性、無害な環境、参加権、情報へのアクセス、環境問題における公正へのアクセスが包含される。⁶⁴ 先住民族の女性と女兒は「母なる大地」と呼ぶが、こうした発想には、健全な環境と、彼女たちの土地、領土、天然資源との極めて重要なつながりが反映されている。このつながりは、人間が引き起こす公害、汚染、森林破壊、化石燃料の燃焼、生物多様性の喪失により、脅威にさらされている。このような重大な環

⁶³ 一般勧告第 34 号、パラグラフ 57。

⁶⁴ 人権委員会決議 48/13 参照。

境破壊に対して、国が適切な防止、対応、修正措置をとらないことは、早急な対応を要する先住民族の女性と女兒に対する差別や暴力の一形態といえることができる。国はさらに、先住民族の女性が、生物多様性の保全と回復に関する技術知識を通じて行う貢献を認識するための措置を講じ、気候変動対策、気候変動緩和及び適応対策に関する意思決定、交渉、議論に彼女たちを参画させるべきである。国はまた、環境人権の擁護に携わる先住民族の女性と女兒の活動を支援し、その保護と安全を確立するために早急に行動すべきである。

61. 本委員会は、締約国に対し、以下のことを勧告する。

(a) 環境、気候変動、災害リスク軽減に関連する法律と政策に、気候変動その他の形態の環境悪化と環境への害をもたらす具体的な悪影響（3大地球環境破壊を含む）が反映されるようにする。⁶⁵

(b) 環境、災害リスク軽減及び気候変動に関連する意思決定に有意義かつ有効に参加する機会を、先住民族の女性と女兒に平等に与えるようにする。⁶⁶

(c) 実効的な救済・説明責任の仕組みを整備し、環境を破壊した者に責任を負わせる。また、環境問題において先住民族の女性と女兒が司法にアクセスできるようにする。

(d) 先住民族の女性と女兒が、自らの環境、土地、文化遺産及び天然資源に影響が及ぶ事柄について、事前に十分な説明を受けた上、自由意思で同意できるようにする。このような事柄には、保全や気候変動緩和を目的として、又は炭素隔離・取引のために、先住民族の女性と女兒の土地を保護区域に指定するあらゆる計画、その土地で実施されるグリーンエネルギー計画、その他先住民族の女性と女兒の人権に重大な影響が及ぶあらゆる計画が含まれる。

⁶⁵ 一般勧告第 37 号、パラグラフ 26。

⁶⁶ 同上、パラグラフ 36。